

公益社団法人日本女医会

賛助会員 入会申込書 (個人会員)

公益社団法人日本女医会の賛助会員として入会を申し込みます。

なお、貴会の目的に賛同し、法令、定款、諸規定並びに総会、理事会の決定を遵守して、貴会の運営を支援することを誓約します。

年 月 日

ふりがな 氏名			
	(男 女) (年齢 歳)		
現住所	〒		
	電話	FAX	Email
職業			
勤務先			
勤務先 所在地	〒		
	電話	FAX	Email
紹介者			
連絡先	(郵送物の送付先、ご連絡先などが上記と異なる場合はご記入ください)		
	〒		
	電話	FAX	Email

会費額 年額 5,000円 口 合計 円

振込先

1. みずほ銀行 渋谷支店(210) 普通 : 1515458

口座名 : 公益社団法人日本女医会 会長 前田佳子

2. 郵便振替口座 : 00120-3-69968 口座名 : 公益社団法人日本女医会

* ご記入いただいた情報は法令の規定に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

(暴力団等反社会的勢力の排除等)

- 1 公益法人日本女医会(以下、甲といいます。)に対し、賛助会員(以下、乙といいます。)が、入会時において、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
- 4 甲が、前項の規定により、賛助会員を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。